

て発生したかどうかから審理されることが不可欠である。

第2 本訴訟の意義

前出の本間照光名誉教授は、本件原発事故後の現状について以下のよう
に述べる（甲 69【31 頁】）。

福島原発事故では、自然災害がいのちと暮らしの根源をおびやかす原発
災害へと続いた。人類史上初めてのできごとである。そもそも、核燃料で
支えられた日常生活そのものが、それ以前の日常とは決定的に異なるもの
になっていた。日常が異なるとき、非日常としての災害の意味もちがって
くる。福島事故で、放射能汚染によって生きながら救助されず、放置をよ
ぎなくされ、遺体はひと月の間も収容することさえできなかった。そして、
未来へと影響を深めていく原発事故。いまここに生きる私たちは、私たち
自身の生（生命、生存、生活、人生、生き方）を守るとともに、犠牲者の尊
厳と思いをつなぎ、未来に生まれ出る子どもたちを守る責務を負っている。
わたくしたちのすべて、「全世界の国民」「現在及び将来の国民」はすべて
が、原子力災害の現実の被害者であり、潜在的被害者である。未来の子ど
もたちがよりよい別の世界を創るためには、未来が保障されていなければ
ならない。しかし、地震によるものか津波によるものか事故原因すら不明
で、メルトダウン（炉心溶融）の現状は確認できず、溶け落ちた核燃料（デ
ブリ）の取り出しが技術的に可能なかどうかの見通しもない。原子力規
制委員会が言及した「石棺」方式は、地元自治体と住民の猛反発を招いて
いる。放射能汚染水は海洋に流出し続けている。

我々が生きる社会は、本件原発事故によって、それまでとはまったく違
うものとなった。この社会を存続させ、未来を迎えるためには、この現実
を直視し、それに応じた準備を始めなければならない。今ここで考え、判
断すべきことを先延ばしにしたり、回避したりすることは許されないので
ある。

裁判所は、これまで国内のすべての原発について運転の差止めを求めら
れてきたが、自ら考えることを放棄して、国や電力会社を含むいわゆる原
子力ムラの要請に応えるべく、それらの請求をすべて退けてきた。この裁
判所の態度こそが本件原発事故を生んだのである。裁判所が自らの職責を
真摯に果たしていれば、本件原発事故は発生しなかった。福島の人たち、
そして日本国民は、史上まれにみるこのような悲劇に襲われることはなか
ったのである。裁判所がこの厳然たる事実を目を背けることは、決して許

されない。

果たして、本件原発事故後の裁判所は、稼働中の原発を差止める決定を出す等、自らの責任に目覚め、社会の存続に向けた準備を始めたかのようである。裁判官が、「その良心に従ひ独立してその職責を」行うだけで、我々は未来を迎えることが可能となる。

原判決は、そのような国民の期待を打ち砕くものであったが、控訴審においては、現状をよく認識し、自らの責任を自覚し、勇気をもって良心に従った判断をされることを強く期待する。

最後に、再び本問意見書から引用する（甲 69【33 頁】）。

本意見書で述べてきたとおり、わが国の原子力損害賠償制度のもとにおいても、原子炉等の製造者である原子力関連事業者が原子力事故の賠償責任を負うべきことは、幾重にも講じられている。これを否定したり、判断を回避することはできない。原子力事業者とともに原子力関連事業者は免責とはならず、「現在及び将来の国民」には原子力の恐怖から免れて生きる権利がある。

予想された重大事故と安全に生きる権利の侵害、巨額の賠償問題が、今日、福島第一原発事故で現実問題となった。原発の重大事故は起きない、起きても「賠償措置額」にとどまるとの虚構のもとで、その虚構を追認する法解釈は福島原発事故の現実に直面した今日、もはや許されない。福島事故の現実に向き合い、われらとわれらの子孫のために、法の支配と権威を示すことは、わが国の司法に求められる責務であり、国際社会に対する信義である。

貴控訴審東京高等裁判所におかれては、福島事故と賠償の現実に向き合い、道理ある原告請求を認め原審判決破棄を下していただきたい。不退転の判決、司法の歴史的社会的責任をはたしていただくことを切望する。

以上